

# 一般社団法人日本学校歯科医会 定款および諸規則

---

①	一般社団法人日本学校歯科医会	定款	1
②	一般社団法人日本学校歯科医会	入会及び退会に関する規則	7
③	一般社団法人日本学校歯科医会	会費及び負担金に関する規則	9
④	一般社団法人日本学校歯科医会	会議及び委員会に関する規則	10
⑤	一般社団法人日本学校歯科医会	選挙規則	12
⑥	一般社団法人日本学校歯科医会	会長予備選挙規則	15
⑦	一般社団法人日本学校歯科医会	予算決算特別委員会規則	17
⑧	一般社団法人日本学校歯科医会	総会議事規則	19
⑨	一般社団法人日本学校歯科医会	議事運営特別委員会規則	22
⑩	一般社団法人日本学校歯科医会	役員報酬規則	23

---

# 一般社団法人日本学校歯科医会 定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人日本学校歯科医会と称する。英語ではJAPAN ASSOCIATION OF SCHOOL DENTISTS (略称JASD) という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、幼児、児童生徒、学生並びに教職員の健康の保持増進を図るため学校歯科保健に関する調査研究を行うとともに、学校保健の普及及び振興に努め、もってその円滑な実施に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校歯科保健に関する調査研究
- (2) 学校歯科保健に関する普及啓発
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く。

- (1) 第一種正会員 都道府県及び市の学校歯科医の団体(以下、「加盟団体」という。)の会員である歯科医師
- (2) 第二種正会員 歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者を養成する大学あるいは専門学校等(以下、「医育機関」という。)に勤務する教育担当者で、この法人の目的に賛同する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力

する者で歯科医師以外の者。但し、医育機関に勤務する教育担当者を除く。

(4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者

2 この法人の社員(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。)は、概ね加盟団体に属する第一種正会員250名の中から1人の割合をもって選出される代表会員(端数は切り上げる)をもって社員とする。第一種正会員が250名に満たない加盟団体の代表会員は1名とする。

3 代表会員を選出するため、第一種正会員による代表会員選挙を行う。代表会員選挙を行うために必要な細則は選挙規則において定める。

4 代表会員が欠けた場合又は代表会員の員数を欠くこととなるときは、新たに代表会員選挙を行う。その代表会員の任期は、任期の満了前に退任した代表会員の任期の満了する時までとする。

5 代表会員の代理人として、第一種正会員による予備の代表会員を選挙する。

6 代表会員、予備代表会員は、第一種正会員の中から選ばれることを要する。第一種正会員は、代表会員、予備代表会員の選挙に立候補することができる。

7 第3項の代表会員選挙において、すべての第一種正会員は、等しく代表会員を選挙する権利を有する。この法人の理事又は理事会は、代表会員を選出することはできない。

8 第3項の代表会員選挙は、2年に1度、一定の時期に実施することとし、代表会員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、代表会員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない(当該代表会員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

9 第5項の予備代表会員の人数、選出方法及び任期は、代表会員の規定を準用する。

10 第一種正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (5) 法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての第一種正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、会費を添えて理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会申込書を必要とせず、本人の承諾をもって会員とする。

（経費の負担）

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員の種別に応じて、会費及び負担金に関する規則に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届に理由を付して会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

（会員の資格の喪失）

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 加盟団体の会員たる資格を失ったとき及び医育機関の職を失ったとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(3) 総代表会員が同意したとき。

(4) 当該会員が死亡したとき。

## 第4章 総会

（構成）

**第11条** 総会は、すべての代表会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 第一種正会員は、総会を傍聴することができる。ただし、自ら意見を述べることはできない。

（権限）

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 選挙規則、会長予備選挙規則、入会及び退会に関する規則、会費及び負担金に関する規則、会議及び委員会に関する規則のうち特別委員会に関する規定、総会議事規則、予算決算特別委員会規則及び議事運営特別委員会規則の制定・改廃について、理事会が総会に付議したもの

(9) 予算決算特別委員会委員及び議事運営特別委員会委員の選任

(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代表会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代表会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに、代表会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない代表会員が書面により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

4 前3項の場合において、会長に事故あるとき又は欠

けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長及び副議長)

**第15条** 総会の議長及び副議長は、総会において代表会員のなかから選出する。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総代表会員の議決権の過半数を有する代表会員が出席し、出席した当該代表会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

**第18条** 総会に出席できない代表会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は予備代表会員を代理人とすることができる。

2 予備代表会員は、代理権を証明する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における第17条の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(議事録)

**第19条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表会員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

**第20条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、21名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任し、その方法は、総会において別に定める選挙規則による。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会において代表理事を選定し、その職務を執行する。

7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第26条** 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

**第27条** この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問、参与)

**第28条** この法人に、名誉会長を1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、総会の議決を経、顧問及び参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 その他名誉会長、顧問及び参与に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

**第29条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第30条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 前項第3号の会長の選定にあたっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(種類及び開催)

**第31条** 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法令に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

**第32条** 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は前条第2項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集し、議長となる。

(決議)

**第34条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第35条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第7項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第36条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の種類)

**第37条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

**第38条** 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の全部又は一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

**第39条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第40条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第41条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3箇

月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、定款、社員(代表会員)名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第42条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第43条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第44条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

**第45条** この法人は、会員に対し、剰余金の分配をすることができない。

(保有株式(出資)の制限)

**第46条** この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第47条** この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、

解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は清水恵太とする。

4 この法人の最初の業務執行理事は、次のとおりとする。

理事（副会長）	齊藤愛夫	由井 孝
理事（専務理事）	川本 強	
理事（常務理事）	杉原瑛治	齋藤秀子 土屋松美
	長沼善美	今井健二 竹内純子
	是澤恵三	大藪武男 向井美恵
理事	金森市造	兼元妙子 高田克重
	田幡 純	柘植紳平 野坂百樹
	野村圭介	松崎弘明 水野泰弘

5 この法人の最初の監事は、次のとおりとする。

監事 飯嶋 理 岡 伸二 添田 廣

6 この定款の施行後最初の代表会員及び予備代表会員は、第5条と同じ方法で予め行う選挙において最初の代表会員及び予備代表会員として選出された者とする。

7 この定款施行後の最初の定時総会の議長及び副議長は、第5条と同じ方法で予め行う代表会員選挙によって選出された代表会員が、予め行う総会にて選出したものとする。

#### 附 則

平成26年6月24日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 入会及び退会に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人日本学校歯科医会(以下「この法人」という。)定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

**第2条** 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人とする。なお、第一種正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

一 第一種正会員 都道府県及び市の学校歯科医の団体(以下、「加盟団体」という。)の会員である歯科医師

二 第二種正会員 歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者を養成する大学あるいは専門学校等(以下、**医育機関**という)に勤務する教育担当で、この法人の目的に賛同する者

三 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する者で歯科医師以外の者。但し**医育機関**に勤務する教育担当者を除く。

四 名誉会員 この法人に特に功労のあった者

2 前項の適用において、第一種正会員で市の学校歯科医の団体の会員とは、既に加盟している指定都市の学校歯科医の団体又は歯科医師会に属する会員で歯科医師の者をいう。

(入会手続)

**第3条** この法人に会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書に次の事柄を記入し、署名捺印のうえ、第一種正会員にあっては、加盟団体を経て、第二種正会員及び賛助会員は、この法人に直接提出しなければならない。

一 現住所、氏名、生年月日、男女別

二 出身学校名、卒業年月日

三 学校歯科医にあっては担当学校名、就任年月日

四 歯科医師にあっては、診療所名称、所在地並びに所属加盟団体名、第二種正会員にあっては、勤務先名称、所在地、職名

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

一 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

二 この法人を退会してから一年以上経過していること。

三 入会申込書の記載に不備のないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 名誉会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、理事会の承認を得なければならない。

(会員名簿)

**第4条** 会員とは、第3条に定める入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を得て、会員名簿に登録された者をいう。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

3 第3条の入会申込書に記載した事項に変更が生じたとき、会員は変更が生じた事項について異動届に記載し、速やかにこの法人に提出しなければならない。なお、提出の方法は第3条を準用する。

(会費及び負担金)

**第5条** 会費及び負担金の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費及び負担金等に関する規則によるものとする。

(退会)

**第6条** この法人を退会しようとする者は、理由を付して次の事柄を記載した退会届を速やかにこの法人に提出しなければならない。なお、提出の方法は第3条を準用する。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条及び第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(会員の特典)

**第7条** 会員は、この法人の事業又は学校歯科保健について意見を述べ、又は調査研究の結果をこの法人の機関誌等に発表することができる。

なお、発表に関する必要事項は、別に定める。

2 会員は、この法人の発行する機関誌及び刊行物等の配布を受け、又は購入することができる。

(会員の権利及び義務)

**第8条** 第一種正会員は、定款第5条に定める権利を有するほか、この法人の定款、諸規則及び決議に従い、この法人の伝統を尊重し、会務の運営に協力し、つとめてこの法人の諸会合に出席するものとする。

2 会員は、幼児、児童生徒、学生の保健管理、保健指



導に従事するためにふさわしい人格の陶冶に心がけるものとする。

3 会員は、この法人の役員、委員に任命されたときは、正当の理由ある場合を除き、これに就任しなければならない。

4 第一種正会員からこの法人に提出されるすべての書類及び会費、負担金は、特別の理由がある場合を除き、加盟団体を經由しなければならない。

**第9条** この法人は、会員に定款第9条の規定による処分をする場合には、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(再入会)

**第10条** 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、

退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

**第12条** この規則の改廃は、理事会の決議を得て総会の決議をもって行う。

**附則**

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

**附則**

平成26年6月24日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 会費及び負担金に関する規則

(目 的)

**第1条** この規程は、一般社団法人日本学校歯科医会(以下「この法人」という。)定款第7条に定める会費及び負担金に関する必要事項を定めるものとする。

(名誉会員)

**第2条** 定款第7条第2項により、名誉会員の会費はこれを免除する。

(会費の種別)

**第3条** この法人の会費は在籍日数にかかわらず次のとおりとする。

- 一 第一種正会員並びに第二種正会員  
年額 10,000円
- 二 賛助会員  
年額 3,000円

2 この法人の負担金については、必要に応じて総会で定める。

**第4条** 会費は、第一種正会員にあつては加盟団体を経て、それ以外の会員にあつては直接に、この法人に納入するものとする。

(会費・負担金の徴収及び納期)

**第5条** 加盟団体は第一種正会員の当該年度分並びに未納分の会費を徴収し、この法人に納入するものとする。

2 加盟団体は前項の会費を他の規則に別段の定めのあるものを除くほか、当該年度の7月31日までにこの法人に納入しなければならない。

なお、特段の理由がある場合は11月30日までに納入するものとする。

3 加盟団体は第一種正会員の当該年度の会費の徴収額に不足が生じた場合は、これを立て替えて本会へ納入することとする。

4 第二種正会員並びに賛助会員は、当該年度の会費を7月31日までにこの法人へ直接納入するものとする。  
(会費・負担金の減免)

**第6条** 会長は、特別の事情ある会員に対して理事会の議決を経て会費の一部又は全部を減免することができる。

(会費・負担金の不返還)

**第7条** この法人は、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(改 廃)

**第8条** この規則の改廃は、理事会及び総会の決議をもって行う。

(補 則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 会議及び委員会に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人日本学校歯科医会(以下「この法人」という。)の会務並びに会議の運営管理に関する事柄を定め、この法人の円滑なる運営を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

**第2条** この法人に常務理事会、加盟団体長会及び委員会を置く。

- 2 常務理事会及び加盟団体長会は必要に応じて会長がこれを招集して、その議長となる。
- 3 委員会は必要に応じて会長がこれを招集する。なお、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員会の種類は常任委員会、臨時委員会並びに特別委員会とし、委員会の議長は委員長とする。
- 5 本条に定めるもののほか、会長は必要に応じて会議を招集することができる。

(加盟団体及び加盟団体長会)

**第3条** 加盟団体長は、次の事柄についてこの法人に毎年度報告することとし、また、これらの事柄に変更があったときは、速やかにこの法人に報告しなければならない。

- 一 当該加盟団体事務所の所在地
  - 二 当該加盟団体役員住所、氏名
  - 三 代表会員及び予備代表会員の氏名、住所等
  - 四 その他重要な事柄
- 2 加盟団体長をもって加盟団体長会を構成する。
  - 3 加盟団体長会は、会長の諮問にこたえ、この法人の運営に関する事項を協議し、この法人と加盟団体間等の連絡協調を図る機関とする。

(常務理事会)

**第4条** 常務理事会は、この法人の会務並びに事業について、必要な事項を検討するために、会長がこれを招集する。

- 2 常務理事は、会長の旨を受けてその担当事務を掌理し、専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め常務理事間で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事をもって常務理事会を構成する。
- 4 会長は必要に応じて第3項に定める者以外の役員もしくは委員等を常務理事会に出席させ、意見を聴取することができる。

(常任委員会)

**第5条** 会長は必要に応じて委員を委嘱し、常任委員会を設置することができる。

**第6条** 委員は会長が委嘱する。

**第7条** 委員の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

**第8条** 委員は委員会を組織し、会長から付託された事柄を審議する。

**第9条** 委員会は7名以内とし互選により委員長、副委員長各1名を選出する。

**第10条** 委員長は委員会を代表し、その会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その業務を代理する。

**第11条** 委員長は付託された事柄につき年度毎に、又はその事柄が完了したときに、速やかにこれを会長に報告しなければならない。

**第12条** 委員長は委員会の意見を会長に具申することができる。

**第13条** 委員長は必要に応じて小委員会を設置することができる。

**第14条** この規則のほか、必要に応じて会長は委員会に関する規程を定めることができる。

(臨時委員会)

**第15条** 会長は必要に応じて臨時委員会を設置することができる。

**第16条** 委員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

**第17条** 委員長は、付託された事柄につき、その事柄が完了次第速やかにこれを会長に報告しなければならない。

**第18条** その他、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条を準用する。

(特別委員会)

**第19条** 特別委員会は必要に応じて当該総会の出席代表会員の議決を経て設置し、委員については同じく総会の代表会員又は予備代表会員の中から選出し、会長が委嘱する。

**第20条** 特別委員会委員の任期は、選出後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

- 2 特別委員会委員在任中に代表会員又は予備代表会員の資格を喪失した場合は同時に委員の職を辞し、直近の総会において新たに代表会員又は予備代表会員の中から選出する。但し、その任期は辞任した委員の残任期間とする。

**第21条** 特別委員会の委員は7名以内とし互選により委員長、副委員長各1名を選出する。

**第22条** 特別委員会の委員長は特別委員会を代表し、業務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その業務を代理する。

**第23条** 特別委員会委員長は付託された事柄につき年度毎に、又はその事柄が完了したときに、速やかに会長に報告し、報告を受けた会長は直近に開催される総会に報告しなければならない。

**第24条** この規定に定めるほかは、必要に応じて総会の議決を経て該当する特別委員会規約（規則）、運営細則等を定めることができる。

#### 附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の改廃は理事会の議決を経るものとする。なお、特別委員会に関する条項の改廃は、理事会の議決並びに総会の議決を経るものとする。

#### 附 則

平成26年6月24日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 選挙規則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、定款第5条第3項、第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という。）、代表会員に関する選挙等について定める。

(選挙権の行使)

**第2条** 選挙権の行使は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）の定めに従う。

2 選挙権の行使は、理由のいかんを問わず、委任を認めない。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙事務の管理)

**第3条** この規則において役員の選挙及び会長の予備選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理、執行する。ただし、議場における選挙の執行は、総会の議長（以下、「議長」という。）の指揮下に入る。

(選挙管理委員会)

**第4条** 選挙管理委員会は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は、定款第5条に規定する第一種正会員の中から理事会の議決による指名に基づいて会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、委嘱された年の7月1日をもって始期とする。ただし、補充により委嘱された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

5 委員は、本会役員、顧問、参与、常任もしくは臨時及び特別委員会委員、代表会員及び予備代表会員を兼ねることはできない。

6 委員は、その任期中に限り選挙権および被選挙権を有せず、また、本会役員候補者を推薦することができない。

7 選挙管理委員会の委員長及び副委員長は、その委員の互選による。

(選挙録の提出及び保存)

**第5条** 選挙管理委員会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、議長に提出しなければならない。

2 選挙録には、選挙管理委員長、副委員長、投票立会

人及び開票立会人がこれに記名押印しなければならない。

3 議長は、選挙録を会長に渡し、会長は、選挙録及びその選挙に関わる関係書類をその任期期間保存しなければならない。

## 第3章 役員の選挙

(目的)

**第6条** この章は、総会において役員を選任する際の選挙に関する手続きを定める。

(役員選挙の選挙権及び被選挙権)

**第7条** 役員選挙の選挙権に関しては、定款第5条の規定による第一種正会員にして、入会后選挙日において60日を経過した者で、加盟団体等で代表会員又は予備代表会員に選ばれ、かつ、役員の選挙の行われる総会に出席した者が、選挙権を有する。

2 役員選挙の被選挙権は、入会后選挙日において定款第5条の規定による第一種正会員として引き続き2年以上経過した者でなければ被選挙権を有しない。

3 定款その他の規則により選挙権及び被選挙権に制限を加えられたものはこの限りでない。

(選挙権者及び被選挙権者名簿)

**第8条** 選挙権者名簿は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第31条及び第32条の規定により作成した、選挙日から60日前現在の本会備え付け代表会員名簿を用いる。

2 被選挙権者名簿は、選挙日から60日前現在の本会備え付け会員名簿を用いる。

(選挙権者名簿の閲覧)

**第9条** 第4条の規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。

(異議の申出)

**第10条** 選挙権者は、選挙権者名簿に登録すべき者の決定に関し不服がある時は、文書で選挙管理委員会に異議を申出ることができる。

(議案)

**第11条** 理事会は、総会の権限である役員の選任に係る議案を決定し、会長は、総会の開催日の2週間前までに代表会員に対し書面によりその通知を発しなければならない。

2 会長は、前項の議案の作成にあたっては、会長の予備選挙で当選した会長候補者に次期理事候補者の名簿の提出を求めなければならない。

3 監事の選任に係る議事を作成するにあたっては、第1種正会員の中から当該候補者を募集しなければならない。

4 前3項にかかわらず、総代表会員の30分の1以上の議決権を有する代表会員は、役員を選任に係る議案を理事会に提出することができる。但し、第1項の総会の日から6週間前までに書面にて当該議案の要領を理事会に提出しなければならない。

5 次期役員候補者については、選挙管理委員会は候補者の資格を審査し、資格があると認めるときは、候補者にその旨を通知し、かつ、候補者の氏名を掲示板に掲示しなければならない。なお、前項の掲示は、選挙の当日までとする。

6 選挙管理委員会は、候補者一覧表を作成し、選挙権者に速やかに送付しなければならない。

7 候補者であることを辞退しようとするときは総会の前日までに、選挙管理委員会へ文書で届出なければならない。

(役員選挙の期日)

**第12条** 役員選挙は、定時総会で行う。ただし、特別の事情のあるときは、会長は、理事会の議決を経てその期日を変更することができる。

(選挙の方法)

**第13条** 役員選挙は、連記無記名投票により行う。

2 投票は1人1票とする。

(総会における選挙に係る会場の閉鎖)

**第14条** 議長は、選挙開始を宣告すると同時に議場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。

(投票立会人及び開票立会人)

**第15条** 議長は、出席代表会員の中から投票及び開票立会人それぞれ2人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

2 投票及び開票立会人は正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の手交)

**第16条** 投票用紙は、投票所において選挙管理委員会から選挙権者に手交する。

(投票所における秩序保持)

**第17条** 投票が開始されたときは、何人も演説討論、喧騒行為又は投票に関する協議、勧誘、その他選挙の秩序を乱してはならない。

2 前項の規定に触れる行為をした者に対し、議長は、これを制止、又は退場させることができる。

3 前項により退場させられた者は、投票の最後に投票させる。

(投票箱の閉鎖)

**第18条** 選挙管理委員長は、投票が終わったときは、その旨を議長に報告し、議長は投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖させる。

2 前項の宣告があった後は、投票を許さない。

(開票)

**第19条** 選挙管理委員会は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算する。

2 選挙管理委員長は、投票の内容を調査し、得票数を確認して議長に報告する。

3 選挙管理委員会は、無効投票の判定について、開票立会人の意見を聞かなければならない。

(無効投票)

**第20条** 次の投票は無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 他事を記載したもの（ただし、敬称の類はこの限りでない）

三 記載した事項が確認しがたいもの（白紙を含む）

(当選者)

**第21条** 定款第21条の規定により、過半数に達した者を、各選挙の定数になるまで得票順に当選者とする。

2 候補者が定数を超えないときは、投票によらないで、候補者ごとに総会の過半数の議決により当選者と決定することができる。

(当選者の決定と報告)

**第22条** 議長は、第19条第2項の規定により選挙管理委員長から報告を受けたときは当選者を決定し、直ちに議場及び会長に報告しなければならない。

(当選者の掲示)

**第23条** 前条の報告を受けた会長は、これを掲示板に掲示しなければならない。

2 前項の掲示は、役員就任後1週間以上とする。

(選挙効力に関する異議の申立)

**第24条** 選挙の効力に関し不服のある選挙権者又は候補者は、その選挙の日から10日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申立てることができる。ただし、選挙管理委員会の決定に対して再度異議を申出することはできない。

## 第4章 代表会員・予備代表会員の選挙等

(選挙権)

**第25条** 定款第5条の規定による本会の第一種正会員で、加盟団体の定めにより当該団体の会員を代表する者が選挙権を有する。

(被選挙権)

**第26条** 定款第5条の規定による本会の第一種正会員は、被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により選挙にかかわる権利に制限を加えられた者はこの限りではない。

(選挙の方法等)

**第27条** 代表会員ならびに予備代表会員は、定款第5条第3項の規定及び本規則により加盟団体において選挙する。なお、その方法は投票または挙手その他別段の

方法によることができる。

- 2 加盟団体長は前項の選挙を行う場合、その旨を公示することとする。
- 3 代表会員は、加盟団体を単位として、選挙によって第一種正会員の中から選ばれるものとし、その選ばれる数は、当該団体に属する第一種正会員数を250で除して得た数（端数は切り上げる）とする。
- 4 前項の第一種正会員数は、選挙前年の11月末日現在の数とする。
- 5 代表会員の選挙と同時に、同数の予備代表会員を選出することとする。
- 6 代表会員および予備代表会員は、本会の役員及び選挙管理委員会委員を兼ねることができない。

（選挙の通知）

**第28条** 本会会長は代表会員ならびに予備代表会員の任期満了の2ヶ月前までに、当該選挙につき加盟団体へ通知するものとする。

（選挙結果の報告）

**第29条** 加盟団体長は当該選挙の結果を遅滞なく本会へ報告しなければならない。

（代表会員の補欠選挙）

**第30条** 代表会員もしくは予備代表会員が欠けた場合又は員数を欠くこととなるときは、加盟団体において代表会員、予備代表会員の補欠選挙を行うこととする。なお、選挙の方法は第27条を準用する。

## 第5章 補 則

（改 廃）

**第31条** この規則の改廃は、理事会の決議を得て総会の決議をもって行う。

### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

平成26年6月24日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 会長予備選挙規則

(目的)

**第1条** 会長の予備選挙は、定款第30条第1項で定める理事会の権限である会長の選定の過程において、会員の意識を調査することを目的とする。

2 会長の選定に関する議案の決定にあたっては、理事会は会長の予備選挙の結果を参考にすることができる。

(選挙の倫理)

**第2条** 選挙は歯科医師としての品位を保ち、良心と職責にはじめよう厳正に施行する。

(選挙権の行使)

**第3条** 選挙権の行使は、理由の如何を問わず、委任を認めない。

(会長予備選挙の選挙権及び被選挙権)

**第4条** 全ての代表会員は選挙権を有する。

2 定款第5条の規定する第一種正会員にして、入会の承認後2年以上を経過した者が、被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

(選挙権者名簿)

**第5条** 選挙権者名簿は、基準日における代表会員名簿を用いるものとする。

2 前項の基準日は公示日の60日前とする。

(選挙権者名簿の閲覧)

**第6条** 第4条の規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。

(予備選挙の期日)

**第7条** 会長の予備選挙（以下、「予備選挙」という。）は、役員任期が終わる日の60日前までに行う。ただし、特別の事情のあるときは、会長は、理事会の議決を経てその期日を変更することができる。

(予備選挙の公示)

**第8条** 会長は、予備選挙の期日をその30日前までに公示しなければならない。但し、再選挙の場合はこの限りではない。

2 前項の公示には、立候補届出期間その他必要事項を記載しなければならない。

(立候補の届出)

**第9条** 予備選挙の届出期間は選挙期日の30日前から14日間の土日、祝日及び本会休業日を除く午前9時30分から午後5時とする。

2 予備選挙への立候補には、選挙管理委員会で定める所定の立候補届、立候補趣意書、第一種正会員の5名以上10名以内の推薦人が記名押印した推薦書を添え

て、選挙管理委員会へ届出をしなければならない。ただし、届出期間の末日が土日、祝日及び本会休業日に当たるときは、その末日は翌日とする。

3 予備選挙の立候補者は、推薦人の中から1名の代表推薦人を定めるものとする。

(立候補の届出書に記載する事項等)

**第10条** 会長予備選挙の立候補届出書には、立候補者の氏名、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣意書を添えなければならない。

2 前項の届出書には、第一種正会員である5人以上10人以内の推薦人の氏名、生年月日及び住所を記載した推薦書を添えなければならない。なお、推薦人には本会の代表会員を1人以上の含むものとする。

(届出受理の通知及び掲示)

**第11条** 前条に規定する届出があった場合は、選挙管理委員会は予備選挙の候補者の資格を審査し、資格があると認めるときは、予備選挙の立候補者並びに代表推薦人にそれぞれその旨を通知し、かつ、立候補者氏名、推薦人氏名を掲示板に掲示しなければならない。

2 前項の掲示は、選挙の当日までとする。

(候補者一覧表の作成及び送付)

**第12条** 選挙管理委員会は、予備選挙の候補者一覧表及び立候補趣意書を基に選挙公報を作成し、選挙権者に速やかに送付しなければならない。

(候補者の辞退届出)

**第13条** 候補者であることを辞退しようとするときは、選挙前日の午後5時までに選挙管理委員会に文書で届け出なければならない。

(選挙の方法)

**第14条** 選挙は代表会員が投票用紙に投票の記載をし、これを本会選挙管理委員会へ郵送等により送付する方法により行う。なお、投票用紙の送付・受領及び開票等必要な事項は、理事会の議を経て別に実施要項を定める。

2 投票は1人1票とする。

3 前項の投票は、単記無記名とする。

(無効投票)

**第15条** 次の投票は、無効とする。

一 正規の投票用紙を用いないもの

二 候補者以外の氏名を記載したもの

三 2名以上の候補者の氏名を記載したもの

四 他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りでない



五 何人を記載したかを確認し難いもの（白紙を含む）

（当選者）

**第16条** 会長予備選挙は、有効投票の過半数に達した者を、当選者とする。

2 過半数に達した者がいないときは、得票数の多い順に第2位までの者につき、再投票を行う。

3 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、候補者もしくは候補者が指定する推薦人のくじ引きにより当選者を決める

（規則の改廃）

**第17条** この規則を変更し、または廃止しようとする

きは、理事会並びに総会の議決を経なければならない。

#### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 予算決算特別委員会規則

(趣 旨)

**第1条** この規約は、一般社団法人日本学校歯科医会会議及び委員会規則第19条の規定に基づき、これを定める。

**第2条** 本委員会を予算決算特別委員会という。

**第3条** 本委員会は、本会の予算、決算及び関係議案を定時総会に上程する前に十分な審査を行い、もって議事運営の合理化と、その能率増進を図り本会の発展を期することを目的とする。

(決算の審査事項)

**第4条** 本委員会は、会長より提出された決算に関する議案につき、総会開会前までに次の事項を審査して定時総会において代表会員に報告しなければならない。ただし、総会議長より特に指示をうけた場合は、この限りではない。

- 一 各会計単位の決算書
- 二 当該年度の決算実績明細書
- 三 全会計単位の現金預金期末残高一覧表
- 四 財産目録及び貸借対照表
- 五 借入金、仮受金及び立替金、仮払金の明細書
- 六 監査報告書
- 七 会費の納入状況
- 八 資産の運用状況
- 九 その他委員会が必要と認めた事項

(予算の審査事項)

**第5条** 本委員会は、会長より提出された予算案に関する議案につき、総会開会前までに次の事項を審査しなければならない。

- 一 各会計に関する予算案並びに会費負担金の額及び支払方法
- 二 暫定予算案及び補正予算案
- 三 事業計画案
- 四 その他委員会が必要と認めた事項

(財産の管理及び会計規則等改廃案の検討等)

**第6条** 本委員会は、前2条に規定する事項のほか、次の事項を審査する。

- 一 本会の資産管理及び会計規程の改廃案の検討
- 二 本会の監査規程の改廃案の検討
- 三 会計単位の改廃及び設置に関する事項
- 四 本会の財産及び会計の管理及び処分に関する事項
- 五 総会より委任を受けた事項の調査及び審査

(委員の定数並びに委員会の成立要件)

**第7条** 本委員会委員は7名とし、代表会員をもって構成する。

2 本委員会は、委員の過半数の出席をもって成するものとする。

(委員の選任)

**第8条** 本委員会委員の選任は、第13条に定める7ブロックが各1名ずつ推薦する代表会員をもって委員とする。

(委員の任期)

**第9条** 前条により選任された委員の任期は選出後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとし、補欠による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(任期満了による委員選任の時期)

**第10条** 任期満了に伴う委員の選任は、本会執行部の任期初年度に、各ブロックにおいて行うものとし、後任の委員が選任されるまでは第9条2項の規定を準用する。

(委員資格の喪失)

**第11条** 本委員会委員はその任期の途中で代表会員の資格を失った場合は、委員としての資格を失うものとする。

(委員の補充と補充委員の承認)

**第12条** 前条において資格を喪失した委員の補充は第8条の規定を準用し、ブロックより推薦された代表会員が委員としての任にあたる。

(委員選任のブロック区分)

**第13条** 第8条に定めるブロック区分とは、以下の区分とする。

- |            |   |
|------------|---|
| 北海道・東北ブロック | =北海道、札幌市、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県              |
| 関東ブロック     | =栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、川崎市、山梨県             |
| 東京ブロック     | =東京都  |
| 東海・信越ブロック  | =長野県、新潟県、愛知県、名古屋市、岐阜県、静岡県、三重県                 |
| 近畿・北陸ブロック  | =福井県、石川県、富山県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市 |

中国・四国ブロック = 広島県, 岡山県, 山口県,  
島根県, 鳥取県, 高知県,  
徳島県, 愛媛県, 香川県  
九州ブロック = 福岡県, 福岡市, 佐賀県,  
長崎県, 大分県, 宮崎県,  
熊本県, 鹿児島県, 沖縄県

(委員長及び副委員長)

**第14条** 本委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は, 委員の互選により決める。

(小委員会)

**第15条** 本委員会は, 委員のうち, 若干名を小委員会の委員とすることができる。

2 小委員会は, 委員会より命ぜられた調査及び起案を行うものとする。

(委員会又は小委員会の招集等)

**第16条** 本委員会は委員長が, これを掌理し, 委員会又は小委員会を招集し, 会議の座長となる。

2 前項の委員会及び小委員会の招集は, 総会議長と協議のうえ, 行わなければならない。

**第17条** 総会議長及び副議長は, 委員会または小委員会に出席し, 質問し, または意見を申し述べることができる。

(委員会への招致)

**第18条** 委員長は, 必要に応じて監事, 嘱託公認会計士, 専務理事, 会計担当業務執行理事及び関係役職員

等を委員会に出席させることができる。

(財務書類の審査突合)

**第19条** 本委員会は, 本会の財務書類の審査突合を行わなければならない。ただし, 収入伺及び支出伺並びに領収証等の審査は, 必要欠くことのできないものを除くほか, その必要はない。

(調査審査上の制限)

**第20条** 本委員会の調査審査は, 本会の業務執行を著しく阻害してはならない。

(審査結果の総会への報告)

**第21条** 委員長は, 委員会の審査結果を当該議案の提案理由の説明終了後, 総会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

**第22条** 本委員会に関する事務は, 委員長の命により本会事務局が担当するものとする。

(規則の改廃手続き)

**第23条** この規則を変更し, または廃止しようとするときは, 総会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規則は, 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

平成26年6月24日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 総会議事規則

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この規則は、定款第11条に規定する総会の運営について定めるものとする。議決権を行使する代表会員その他総会の出席者は、法令及び定款並びにこの規則を順守しなければならない。

(議席の決定)

**第2条** 代表会員の席次は、加盟団体により議長がこれを定める。

(出席者の確認)

**第3条** 開議の時刻に至るときは、議長はその席につき出席代表会員の氏名を点呼する。ただし、議長の指示により、事務局に代行させること、又は事務局による出席の受付をもって、代えることができる。

(会議の開閉)

**第4条** 議長は、前条の結果、定足数に達していることを確認したときは、開会を宣告する。

2 会議の閉会は議長が宣告する。

(欠席の届出)

**第5条** 代表会員が欠席しようとするときは、予め議長に届け出なければならない。

2 前項の届出の際、代表会員は、併せてその職務を代理する者を議長に届け出なければならない。当該届出をもって、本会定款第18条第2項に定める「代理権を証明する書面」とする。

(会議中の出席及び欠席)

**第6条** 代表会員が氏名点呼後に出席したときは、その旨を議長に申告し、退席しようとするときは、議長に届け出なければならない。

2 前項に規定する出席・退席の申告は文書によるものとする。

## 第2章 議 事

(議長の権限)

**第7条** 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため、必要な措置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(一括付議)

**第8条** 議長は、必要があると認められるときは、2件以上の議題又は議案を一括して付議することができる。

る。

(議題・議案の説明及び質問等)

**第9条** 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 本規則第24条第1項乃至第3項に基づき代表会員により提案された議題又は議案がある場合、議長は、提案者である代表会員に、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求め、理事又は監事に対しては当該提案に対する意見を求めるものとする。

3 議長は、前二項の報告・説明等の後、代表会員より質問があるときは質問を行わせ、質問が終了したときは、理事又は監事に説明させ、討論に付し、その終結の後、採決に付する。なお、議題に関する事項の報告又は議案の説明の終了後でなければ、当該議題又は議案について、発言することはできない。

(説明の拒絶)

**第10条** 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

一 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合

二 説明することにより総会の共同の利益を著しく害する場合

三 説明することにより本会のその他の者(当該代表会員を除く)の権利を侵害することとなる場合

四 説明をするために調査が必要である場合

五 質問が重複する場合

六 その他説明しないことにつき正当な理由がある場合

(議決案件の条項、字句及び数字等の整理)

**第11条** 総会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については、議長に委任することができる。

## 第3章 発 言

(発言の許可等)

**第12条** 代表会員が発言しようとするときは、起立又は挙手により議長を呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上の起立又は挙手により発言を求めたときは、議長は先に起立又は挙手した者と認めた者を指名して発言させる。

3 代表会員の発言は、すべて議長に向ってこれをなさ

なければならない。

(発言の通告等)

**第13条** 代表会員が会務について質問しようとするときは、予めその要旨を議長に通告しなければならない。

(発言内容)

**第14条** 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、課題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 代表会員は、議題になっている案件に限り、質問をすることができる。

(発言時間)

**第15条** 議長は、必要があると認めるときは、予め、発言時間を定めることができる。

2 前項により発言時間の定めをした場合に、代表会員の発言がその予定時間を越えたときは、議長は、注意又は発言の中止を命ずることができる。

(議事進行に関する発言)

**第16条** 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものについて、又は議長に対し議事進行上の問題について質問し、注意し、又は希望を述べるものでなければならない。

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(議長の発言及び討論)

**第17条** 議長が討論しようとするときは、議案朗読後代表会員席に着き代理者を議長席に着かさなければならない。

2 議長が討論したときは、その議題の採決が終るまで議長席に復することができない。

(質疑又は討論の終結)

**第18条** 質疑又は討論が終ったときは、議長はその終結を宣告する。

2 発言が尽きないときは、議長はその判断で、質疑又は討論の終結を宣言することができる。また、代表会員からは、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議が提出されたときは、議長は直ちに採決しなければならない。

## 第4章 採決

(採決事項の宣告)

**第19条** 議長は、採決しようとするときは、採決に付する議案の内容を宣告しなければならない。

(起立、挙手による採決)

**第20条** 採決は、別途定めがある場合を除き、起立又は挙手により、議長はその多少を認定して、定款第17条に従って決議の可否を宣告する。

(投票による採決)

**第21条** 議長が必要と認めるとき、又は出席代表会員の5分の1以上の要求があったときは、投票で採決する。

2 投票の終ったときは、議長はその結果を発表して、定款第17条に従って決議の可否を宣告する。

(修正案の採決の順序)

**第22条** 議題に関して付議された議案（以下「原案」という）につき、提案理由を付し、発議者のほかに10人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出された修正案は、原案より先に採決しなければならない。

2 前項以外の修正案は、原案より後に採決するものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、同一の議案について数個の修正案が提出された場合は、議長が裁決の順序を決める。

4 数個の議案がある場合で、先に採決された議案が可決されたときは、他の議案についてはあらかじめ採決することなく、同時に否決されたものとみなす。

(議決権行使の義務)

**第23条** 出席代表会員は、可否いずれかの数に加わらなければならない。

## 第5章 動議

(議題・議案の提出、進行動議の提出)

**第24条** 総代表会員の議決権の30分の1以上を有する代表会員は、会長に対し、一定の事項を議題とすることを請求することができる。ただし、当該請求は、総会の日の6週間前までに行わなければならない。

2 代表会員は、議題に関して付議された議案につき修正案を提出することができる。ただし、当該修正案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき、総会において総代表会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

3 総代表会員の議決権の30分の1以上を有する代表会員は、会長に対し、総会の日の6週間前までに、総会の議題について当該代表会員が提出しようとする議案の要領を代表会員に通知することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき、総会において総代表会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

4 代表会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

(動議の却下)

**第25条** 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- 一 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- 二 既に同一の内容の動議が否決されているとき
- 三 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき
- 四 不適法又は権利の濫用に当たるとき
- 五 その他合理的理由のないことが明らかなき

## 第6章 議事付託に関する特別委員会

(総会の設置する委員会)

**第26条** 総会は、議案の調査、文案の起草又は議事運営に関し、議長又は総会の議決に基づき特別委員会（以下「委員会」という。）を設け付託することができる。

- 2 常設の委員会は、予算決算特別委員会及び議事運営特別委員会とし、必要な規則は、別に定める。
- 3 前項の常設の委員会の他必要あるときは他の委員会を設けることができる。
- 4 前項の委員会の運営は、本章の以下条項の定めによる。

(委員の選出)

**第27条** 委員は議長が指名し、又は代表会員の中から互選する。

(委員長及び副委員長の選出)

**第28条** 委員会においては、委員長1名、副委員長1名を互選しなければならない。

(委員会の招集)

**第29条** 委員会は委員長がこれを招集する。

(会議中の委員会の開催)

**第30条** 委員長は、総会の開催中においても議長の許可を得て委員会を招集することができる。

(委員会の審議制約)

**第31条** 委員長は、総会の付託した案件以外に涉ることができない。

(委員長の任務)

**第32条** 委員長は、委員会の議事を整理し、その経過及び結果を総会に報告しなければならない。

(委員会の議事)

**第33条** 委員会は、委員半数以上の出席がなければ委員

会を開くことができない。

2 委員会の議決は、出席者の過半数をもってしなければならない。可否同数の時は、委員長がこれを決する。

3 委員会に付託された案件の発議者又は提出者は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、採決に加わることは出来ない。

(閉会中の継続審査)

**第34条** 委員会に付託された案件で、会期中に審議を終了しないときは、会議により、会期終了後においても継続し、その結果を次期総会に報告させる。

(委員の任期)

**第35条** 委員の任期は、当該審議の終了したときをもって解任される。

2 委員会の委員は、代表会員の資格を失ったときは、その資格を失うものとする。

(委員の補欠補充)

**第36条** 委員会の委員の補欠補充は、議長の指名するところによる。

## 第7章 議事録

(議事録の作成)

**第37条** 議長は総会の会期ごとに議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に加え、速記方式によって会議録を作成する。

(議事録署名人)

**第38条** 議事録は、代表会員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印し、これを本会に保管する。

(規則の改廃)

**第39条** この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規則は、平成26年6月24日から施行する。

# 一般社団法人日本学校歯科医会 議事運営特別委員会規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人日本学校歯科医会総会議事規則第26条の規定に基づき、これを定める。

(名称)

**第2条** 本委員会を議事運営特別委員会という。

(目的)

**第3条** 本委員会は、議事運営の合理化を図り、もって議事の正常にして、かつ、円滑な審議を期することを目的とする。

(予算決算関係議案上程後の分担)

**第4条** 総会の議案のうち、予算決算及びその他の関係議案の審査は、予算決算特別委員会が行うも、その議案が上程されたのちの議事運営に関しては本委員会が担当するものとする。

(委員の選任)

**第5条** 本委員会の委員は、別表において定める7ブロックから各1名ずつ推薦された代表会員の中から総会において選任する。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 本委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。  
2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により決める。

(小委員会)

**第7条** 本委員会は、委員のうち、若干名を小委員会の委員とすることができる。

**第8条** 小委員会は、委員会より命ぜられた調査及び起案を行うものとする。

(委員会又は小委員会の招集等)

**第9条** 本委員会は、委員長がこれを掌理し、委員会又は小委員会を招集し、会議の座長となる。

2 前項の委員会又は小委員会の招集は、議長と協議のうえ、行わなければならない。

3 総会開議中において議長が特に緊急を要すると認めるとき、議長は委員を招集し、委員会を開催することができる。

(議長及び副議長の委員会等への出席等)

**第10条** 議長及び副議長は、委員会又は小委員会に出席し、質問し、又は意見を申し述べることができる。

(委員の任期)

**第11条** 本委員会の委員の任期は、代表会員としての任期による。

(委員資格の喪失)

**第12条** 本委員会の委員は、代表会員の資格を失ったときは、委員の資格を失うものとする。

(委員の補欠補充)

**第13条** 本委員会の委員の補欠補充は、第5条の規定を準用する。

(委員会への招致)

**第14条** 委員長は、必要に応じて関係役職員を委員会に出席させることができる。

(総会議長への報告)

**第15条** 委員長は、委員会の審議結果を総会議長に報告しなければならない。

(委員会の事務)

**第16条** 本委員会に関する事務は、議長の命により本会事務局が担当するものとする。

(規則の改廃)

**第17条** この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規則は、平成26年6月24日から施行する。

## 別 表

北海道・東北 ブロック	北海道、札幌市、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県
関 東 ブロック	栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、川崎市、山梨県
東 京 ブロック	東京都
東海・信越 ブロック	長野県、新潟県、愛知県、名古屋市、岐阜県、静岡県、三重県
近畿・北陸 ブロック	福井県、石川県、富山県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市
中国・四国 ブロック	広島県、岡山県、山口県、鳥根県、鳥取県、高知県、徳島県、愛媛県、香川県
九 州 ブロック	福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

# 一般社団法人日本学校歯科医会 役員報酬規則

## 第1章 総 則

**第1条** この規則は、一般社団法人日本学校歯科医会定款第26条の規定に基づき、本会役員に対する報酬の支給基準を設け、その適切な運用を図るために、これを定める。

**第2条** この規定により報酬の支給を受ける者は、定款第20条に規定する役員とする。

## 第2章 報 酬

**第3条** この規則に定める報酬とは、役員の前期中その職務に対する報酬をいう。

**第4条** 報酬に必要な事項は、役員報酬検討特別委員会（以下「特別委員会」という。）の議を経て、理事会及び総会の承認を得なければならない。

2 特別委員会は、7名の代表会員もしくは予備代表会員をもって構成するものとし、委員は、別に定める7ブロックが各1名ずつ推薦する代表会員もしくは予備代表会員をもって委員とする。

3 前項に定める7ブロックは予算決算特別委員会規約第13条に規定するブロックとする。

4 本特別委員会委員の任期は選出後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとし、補欠による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

**第5条** 任期満了に伴う委員の選任は、本会執行部の任期初年度に、各ブロックにおいて行うものとし、後任の委員が選任されるまでは第4条5項の規定を準用する。

**第6条** 本委員会委員はその任期の途中で代表会員の資格を失った場合は、委員としての資格を失うものとする。

**第7条** 前条において資格を喪失した委員の補充は第4条2項の規定を準用し、当該ブロックより推薦された代表会員もしくは予備代表会員が委員としての任にあたる。

## 第3章 雑 則

**第8条** この規則の改廃は総会の議決によるものとする。

### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。